

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

## 徴収猶予の「特例制度」が設けられました

### 制度のポイント

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長で1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます(免除や減額ではありません)。通常の徴収の猶予で必要となる担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

### 猶予の対象となる納税者

次の①②の両方を満たす納税者が対象となります(個人・法人は問いません)。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間1か月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している
- ② 現実として、期別ごとに一時に納付することが困難である

### 猶予の対象となる町税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える町税(個人町道民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)。

※納期限がこの期間内であれば、すでに納期限が過ぎていて未納となっている町税についても、遡及して猶予の特例を利用することができます。

### 申請の期限について

※裏面の表をご覧ください

次の期限までに町へ申請が必要です

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ① 令和2年2月1日から令和2年6月29日までに納期限を迎える町税  | 6月29日(月) |
| ② 令和2年6月30日から令和3年1月31日までに納期限を迎える町税 | 各期の納期限   |

### 申請に必要な書類

申請書及び収入や現在の預貯金の状況が分かる資料が原則として必要です。また、資料を基に状況をお聞かせいただく可能性もあります。

なお、申請書様式は役場へ備え付けるほか、町ホームページに掲載予定です。

\*このチラシの内容は、令和2年5月7日現在です  
\*申請内容を検討の結果、猶予が認められない場合があります

★お問い合わせは  
えりも町役場 税務課 納税係  
TEL : 01466-2-4620(直通)

## 徴収猶予の申請期限一覧

課税年度	税目	期別	納期限	徴収猶予申請期限
令和元年度	国民健康保険税	8期	令和2年3月2日	
令和2年度	固定資産税	1期	令和2年6月1日	令和2年6月29日(月)
	軽自動車税	全期	令和2年6月1日	
	町道民税	1期	令和2年6月30日	令和2年6月30日(火)
	固定資産税	2期	令和2年7月31日	令和2年7月31日(金)
	国民健康保険税	1期	令和2年7月31日	
	町道民税	2期	令和2年8月31日	令和2年8月31日(月)
	国民健康保険税	2期	令和2年8月31日	
	国民健康保険税	3期	令和2年9月30日	令和2年9月30日(水)
	町道民税	3期	令和2年11月2日	令和2年11月2日(月)
	固定資産税	3期	令和2年11月2日	
	国民健康保険税	4期	令和2年11月2日	
	国民健康保険税	5期	令和2年11月30日	令和2年11月30日(月)
	町道民税	4期	令和2年12月21日	令和2年12月21日(月)
	国民健康保険税	6期	令和2年12月21日	

☆次に該当される方は、町へ申請期限をご確認ください

- \* 令和元年度及び令和2年度において随期の町税が課税されている方
- \* 法人町民税の納税義務者
- \* 個人町道民税の特別徴収義務者

※なお、令和2年度国民健康保険税第7期及び第8期は、納期限が令和3年2月1日以降であることから、この徴収猶予の特例の対象となりません。

★お問い合わせは

えりも町役場 税務課 納税係

TEL : 01466-2-4620 (直通)